

～避難行動要支援者名簿への登録について～

「避難行動要支援者名簿」に登録し、避難支援に関わる方への情報提供に同意しておきましょう。まずは自分が支援を必要としていることを周りの方に知っておいてもらうことが大切です。

「避難行動要支援者名簿」とは

災害時に自力で避難をすることが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を市が作成し、避難支援に関わる関係者に提供して、平時の防災訓練や災害時の安否確認などに活用するものです。

■ 名簿の対象者 対象者は以下の要件に該当する方です。（施設入所者等を除く）

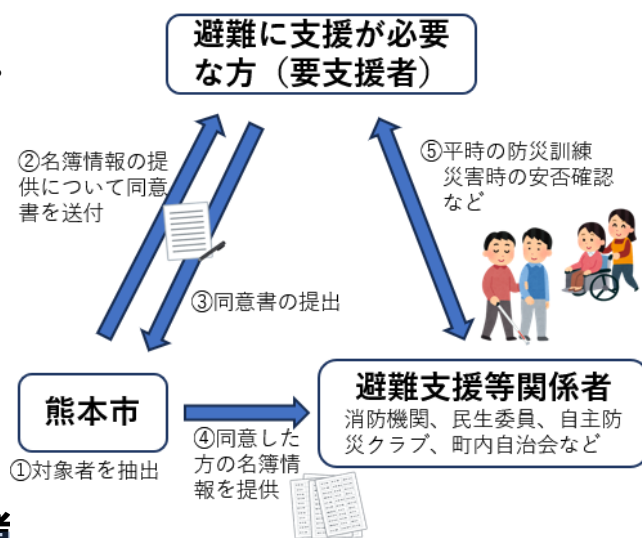
- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1、2級を所持している者
- ③療育手帳Aを所持している者
- ④精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者
- ⑤指定難病医療受給者
- ⑥その他、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難と認められる単身の高齢者又は高齢者のみの世帯の者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い者等であって、避難の支援を希望するもの

■ 名簿に記載される情報

本人の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援を必要とする理由 など
（要介護度、障害等級など）

■ 名簿の作成から活用までの流れ

- ①市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
- ②市から対象者に対して、平時から関係者へ名簿情報を提供することについての同意書を送付。
- ③対象者から市へ同意書を提出。
- ④同意していただいた方のみを掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供。
- ⑤平時の見守り、防災訓練や災害時の安否確認などに活用。



■ 名簿を提供する避難支援等関係者

消防機関、熊本県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災クラブ
校区社会福祉協議会、町内自治会、校区防災連絡会、地域包括支援センター（ささえりあ）
障がい者相談支援センター など

■ 問い合わせ先

熊本市 防災計画課・健康福祉政策課（TEL：096-328-2368）

～個別避難計画の作成について～

災害時の避難先や支援方法などについて「個別避難計画」を作成し、支援に関わる方と計画書の内容を共有しておきましょう。ご家族や支援してくれる方と話し合いながら、災害時の避難について考えておくことが大切です。

「個別避難計画」とは

災害時に『いつ』『どこへ』『誰と』『どうやって』避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画です。

■ 計画作成の対象者

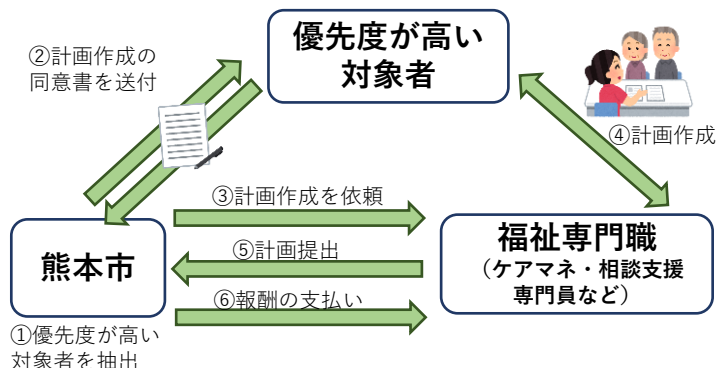
個別避難計画の作成は、避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象となります。熊本市では、河川の氾濫などによる浸水や土砂災害等の災害リスクや本人の心身の状況等に応じて、福祉専門職等にご協力いただきながら、優先的に計画作成を進めることとしています。

■ 優先的に計画を作成する方について

優先的に計画を作成する方においては、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉事業者等にご協力いただき、段階的に計画作成を進めていきます。

＜個別避難計画作成の流れ＞

- ①市が災害リスクなどを考慮し、優先度が高い対象者を抽出
- ②市から優先度が高い対象者に対して改めて文書で計画作成の同意確認を行います。
- ③市から福祉事業者に対して同意を得た対象者の計画作成の依頼を行います。
- ④福祉専門職による計画作成
- ⑤完成した計画を提出
- ⑥報酬の支払い（市が負担）



■ ハザードマップを確認しておきましょう

ハザードマップで、地域の災害リスクなどを確認しておきましょう。

ハザードマップは、熊本市危機管理防災部・各区役所総務企画課で配布しています。

熊本市WEB版
ハザードマップ



■ 熊本市防災情報ポータル

「熊本市防災情報ポータル」で緊急情報、避難情報、気象情報、避難所開設情報などを公開しております。

熊本市防災情報
ポータル



■ 避難のタイミングを知り、早めの避難を心がけましょう

災害が差し迫り、避難が必要になった場合、熊本市から避難情報を発令します。

警戒レベル	状況	避難情報等
5	災害発生または切迫	緊急安全確保
警戒レベル4までに必ず避難！		
4	災害のおそれ高い	避難指示
3	災害のおそれあり	高齢者等避難
2	気象状況悪化	レベル2氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)

「警戒レベル4/避難指示」
で危険な場所から全員避難しましょう！

避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人、その支援をする人などは
「警戒レベル3/高齢者等避難」
で危険な場所から早めに避難を開始しましょう！